

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年5月12日付第855号

モスクワ

「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則」の承認について

2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「『2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号』の改正について」にしたがい、ロシア連邦政府は下記を決定する：

- ここに添付する「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価の実施に関する規則」を承認する。
- 連邦技術規制度量衡庁は、本決定の発効日から1週間以内に、本決定が承認した「規則」の附属書1に掲げる国家間規格および国家規格をロシア連邦領内において施行する。
- 本決定は2023年2月1日まで効力を有する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2022年5月12日付
ロシア政府決定第855号により
承認

特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価の実施に関する 規則

1. 本規則は、ロシアの車輪式輸送機器生産者に対する部品供給を暫定的に制限する制度が効力を有する期間において、ロシア連邦領内で製造された特定の車輪式輸送機器に適用される義務的要求事項、これらの義務的要求事項の適用の手順、および2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号が承認した関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全性について」（以下、「技術規則」）の要求事項にもとづく車輪式輸送機器（シャーシ）の適合性評価の実施が不可能な場合における、当該の輸送機器の適合性評価の実施の手順を定めるものである。

本規則は、使用中の車輪式輸送機器には適用されない。

2. 本規則においては、技術規則が定める用語、および以下の意味を有する用語を使用する：

「電子証明書システム管理者」－ 2014年9月18日付ユーラシア経済員会理事会決定第59号「輸送機器の証明書（輸送機器シャーシの証明書）ならびに自走式機械およびその他の種類の機器の証明書の統一書式の導入に必要な文書および施策の作成および実施のための作業の手順ならびに電子証明書システムの構築について、ならびに輸送機器の電子証明書（輸送機器シャーシの証明書）ならびに自走式機械およびその他の種類の機器の電子証明書のシステムの管理者の決定について」が定める電子証明書システム管理者；

「判定書」－ 輸送機器の型式の評価に関する判定書（車輪式輸送機器の場合）、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書（シャーシの場合）、および（または）個別輸送機器の評価に関する判定書（個別輸送機器の場合）；

「個別輸送機器」－ 車輪式輸送機器であって、量産され、流通に投入される前にその構造に個別的な形で変更が加えられた、またはアセンブリーキットから量産でなく個々に製造された、または個別的な技術的創造の成果物である、または以前に国家防衛発注にもとづいて納入された車両の中から流通に投入されるもの；

「最大規模製造者」；

2013年12月26日付ロシア連邦政府決定第1291号「車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する、車輪式輸送機器（シャーシ）および（もしくは）そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されており、かつ連邦法「ロシア連邦における産業政策について」にしたがってロシア連邦産業商業省との間に締結された輸送機器生産分野の特別投資契約にもとづいて輸送機器の生産を行う、カテゴリMおよびNの輸送機器の製造者、ならびにそのような製造者の子会社および関連会社；

2013年12月26日付ロシア連邦政府決定第1291号「車輪式輸送機器（シャーシ）およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する、車輪式輸送機器（シャーシ）および（または）そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されている、カテゴリMおよびNの輸送機器の製造者で、外国国家、国家の連合および（もし

くは) 同盟、ならびに外国国家または国家の連合および (もしくは) 同盟の国家 (国家間) 機関が発動する制限的性格の措置の対象となっている者、ならびに当該の製造者の子会社および関連会社;

電動機を搭載したカテゴリーM₃の輸送機器の製造者;

本規則または技術規則にもとづく適合性評価に合格したベースとなる輸送機器 (シャーシ) を使用した輸送機器の製造者;

2013年12月26日付政府決定第1291号「車輪式輸送機器 (シャーシ) およびそのトレーラーに対する廃車税について、ならびにいくつかのロシア連邦政府の文書の改正について」にしたがってロシア連邦産業商業省が管理する、車輪式輸送機器 (シャーシ) および (もしくは) そのトレーラーの最大規模生産者登録簿に記載されている、カテゴリーOの輸送機器の製造者;

「輸送機器 (シャーシ)」 - 最大規模製造者が製造し、技術規則の効力が及ぶカテゴリーM、N、Oの車輪式輸送機器およびそれらのシャーシ;

「鑑定組織」 - 附属書1の一覧に示す技術要求事項 (以下、「技術要求事項」) に対する車輪式輸送機器 (シャーシ) の適合性の評価、ならびに国家認可システムにおける認可の範囲内での、車輪式輸送機器 (シャーシ) の適合性評価における調査 (試験) および測定ならびに個別輸送機器の適合性評価における要求事項の検証を実施する、連邦国家単一企業「労働赤旗勲章自動車・エンジン中央科学研究所NAMI」。

3. 輸送機器 (シャーシ) は、それが技術規則に適合していることを条件として、ロシア連邦領内において流通に投入し、使用することができる。輸送機器の型式の評価に関する判定書および (または) シャーシの型式の評価に関する判定書が、上記適合の証明となる。

個別輸送機器は、それが技術規則附属書4の第1章~第4章が定める要求事項 (以下、「個別輸送機器に対する技術要求事項」) に適合していることを条件として、ロシア連邦領内において流通に投入し、使用することができる。個別輸送機器の評価に関する判定書が、上記適合の証明となる。

2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベラルーシ共和国の国内要求事項にしたがって同国において製造された輸送機器 (シャーシ) は、これをロシア連邦領内において使用することができる。

4. 技術規則の要求事項にもとづく適合性評価に合格した輸送機器 (シャーシ) の型式に対しては、本規則にもとづく適合性評価の実施は必要とされない。

5. 輸送機器 (シャーシ) および (または) 個別輸送機器の電子証明書の作成は、2015年9月22日付ユーラシア経済委員会コレギウム決定第122号「『輸送機器の電子証明書 (輸送機器シャーシの電子証明書) および自走式機械その他の種類の機器の電子証明書のシステムの運用手順』の承認について」が承認した「輸送機器の電子証明書 (輸送機器シャーシの電子証明書) ならびに自走式機械およびその他の種類の機器の電子証明書のシステムの運用手順」第20項にしたがい、判定書にもとづいて、これを行う。

6. 判定書は、特別な偽造防止手段を用いることなく、附属書2~4の書式を用いた紙媒体によって作成され、附属書5に示す文書番号構成にしたがって番号が付される (判定書は、専用ソフトウェアを用いて、電子的形式によって作成することができる)。

7. 以下を、輸送機器 (シャーシ) の型式が技術要求事項に適合していることを証明する文書と認定する:

a) 1958年3月20日にジュネーブ市において締結された「車輪式輸送機器ならびに車輪式輸送機器への取付けまたは車輪式輸送機器における使用が可能な装置および部品に係る統一的な技術上の要件の採択ならび

にこれらの要件にもとづいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」およびその附属議定書の締約国の政府機関が発行した、公的承認に関する通知書；

b) 技術規則にもとづいて発行された、効力を有する適合性証明書およびその附属調書；

c) 鑑定組織、または鑑定組織が起用した、国家認可システムにおいて認可されている試験ラボ（試験の実施は、最大規模製造者の設備において、または遠隔連携手段を使用する場合を含む鑑定組織代表者の立会のもとで、または試験実施場所の地理位置情報の監視付きの試験実施プロセス映像記録を用いて、これを行ってもよい）、または最大規模製造者によって実施された試験の調書。最大規模製造者が独自に実施した試験の結果は、輸送機器（シャーシ）小規模ロットの適合性評価においてこれを採用する；

d) 技術規則の規定にしたがって登録された適合性宣言書（スキーム7eにもとづいて採用されたものは、輸送機器〔シャーシ〕小規模ロットの適合性評価においてのみ）。

8. 国際連合規則にもとづく適合性評価を受ける輸送機器（シャーシ）部品に対する証明文書として、公的承認に関する通知書、および（または）技術規則の一環として発行された適合性証明書を用いてもよい。

9. 最大規模製造者またはその代理人（以下、「申請人」）は、輸送機器（シャーシ）の型式の適合性評価を実施するために、鑑定組織に対して、申請人の名称、その所在地の住所、電話番号、電子メールアドレス、銀行情報、輸送機器の型式、以前に発行された輸送機器の型式の承認書またはシャーシの型式の承認書が記載されている申請書を、技術規則附属書12の第1章および第2章の一覧に示されている書類を添付して提出する（以下、「申請書」）。

10. 鑑定組織は、申請書受領日から5労働日以内にこれを検討し、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下す。申請書が本規則第9項の定める要求事項に適合していない場合には、同様に当該の契約の締結を拒否する旨の決定を下す。

11. 輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下した場合、鑑定組織は以下を行う：

a) 輸送機器（シャーシ）サンプルの提出、ならびに証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を、申請人との間に締結する。上記の費用の計算は、証明資料の検討および分析ならびに輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）シャーシの型式の評価に関する判定書および（もしくは）個別輸送機器の評価に関する判定書作成の費用の、附属書6に示されている計算方式にしたがって行う；

b) 提出された輸送機器（シャーシ）サンプルの識別、その試験、および以前に実施された試験の結果の鑑定（必要な場合）を行う；

c) 試験終了日から5労働日以内に試験調書を作成する。おのおのの調書には、最大規模製造者が作成し、証明した技術解説書を添付する；

d) 技術要求事項が履行されているか否かを確認するために、申請書の検討および分析を行う；

e) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の作成を可能とする旨の決定書を作成する；

f) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を連邦技術規制度量衡庁に対して送付し、その検討および承認を求める；

g) 本規則が定める要求事項が履行されているか否かの検証に関連を有する文書を、10年以上の間、電子的形態で保存する；

h) 連邦技術規制度量衡庁が承認した、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシ

の型式の評価に関する判定書の写しを、ロシア連邦内務省に対して送付する。

12. 連邦技術規制度量衡庁は、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の受領日から3労働日以内に、以下を行う：

a) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を承認する旨の決定を下し、当該の決定に関する情報を、輸送機器の型式の評価に関する判定書登録簿および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書登録簿に記載し、承認した輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を鑑定組織に返送する；

b) 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書に関する情報を、輸送機器の型式の評価に関する判定書登録簿および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書登録簿に記載する；

c) 指摘事項がある場合には、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書を鑑定組織に返送して、その修正を求める。

13. 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期間は1年とする。

14. 輸送機器（シャーシ）小規模ロットに対して作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書には、当該の輸送機器（シャーシ）小規模ロットに含まれるすべての輸送機器（シャーシ）の識別番号に関する情報を記載する。

輸送機器（シャーシ）小規模ロットに含まれる輸送機器（シャーシ）の識別が不可能な場合には、当該の輸送機器（シャーシ）小規模ロットに対して作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書は、これを申請人に対して発行することなく、鑑定組織において保管する。鑑定組織は、製造された輸送機器（シャーシ）の数量を管理し、申請人からの申立てにもとづいて、輸送機器（シャーシ）の識別番号が記載された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の証明済みの写しを発行する。

輸送機器（シャーシ）小規模ロットに対して作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書は、当該ロットに含まれる輸送機器（シャーシ）に対してのみ効力を有する。

15. 輸送機器の型式の評価に関する判定書、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書、および（または）輸送機器の型式の承認書、および（または）シャーシの型式の承認書を有するベースとなる輸送機器（シャーシ）を使用して製造された輸送機器の型式の適合性評価に際しては、当該輸送機器の技術要求事項への適合を以下のように確認する：

ベースとなる輸送機器（シャーシ）製造者がそれへの適合性を保障すべき技術要求事項が記載されているベースとなる輸送機器（シャーシ）製造者の許可書（以下、「許可書」）が提出されている場合。これらの技術要求事項についての証明資料として、ベースとなる輸送機器（シャーシ）に対して発行された、輸送機器の型式の評価に関する判定書、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書、および（または）輸送機器の型式の承認書、および（または）シャーシの型式の承認書を用いる；

上記許可書が存在しない場合、鑑定組織は、ベースとなる輸送機器および（または）シャーシの構造に加えられた変更および追加が評価の対象である技術要求事項に与える影響を確定するために、輸送機器の型式の評価に関する判定書、および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書、および（または）輸送機器の型式の承認書、および（または）シャーシの型式の承認書が当該のベースとなる輸送機器に対して作成された際の根拠となった証明資料の鑑定を行う。鑑定組織は、当該の鑑定の結果にもとづいて、技術要求事

項おのおのについて鑑定調書を作成し、これらが輸送機器の型式の評価に関する判定書を作成するにあたっての証明資料となる。

16. 鑑定組織は、本規則の要求事項に対する適合性評価が実施された輸送機器（シャーシ）が技術要求事項に適合しているか否かの監視を、技術規則V章にもとづいて製造の段階において実施する。

17. 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期限内に輸送機器の構造に変更を加える必要がある場合、申請人は、当該の変更の開始より前に鑑定組織に対して通知し、本規則第9項にもとづく申請書を提出する。

18. 輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書に不正確な点が発見された場合、鑑定組織はこれに必要な修正を加え、本規則第11項が定める手順にもとづいて当該判定書を連邦技術規制度量衡庁に送付して、その検討および承認を求める。

19. 個別輸送機器の流通への投入前における、それらに対する技術要求事項が履行されているか否かの検証は、鑑定組織が、遠隔連携手段を用いて、おのおのの個別輸送機器の識別後に、その構造を技術的に鑑定する形によってこれを実施する。

当該の検証は、一式を成す個別輸送機器に対してのみ行う。個別輸送機器が、輸送機器の型式の承認書の発行を受けている型式に属するものである場合には、当該の個別輸送機器の評価に関する判定書の作成は、輸送機器の上記の型式の承認書にもとづいて行う。

20. 最大規模製造者またはその代理人は、個別輸送機器の適合性評価を実施するため、鑑定組織に対して、申請人の名称、その所在地の住所、電話番号、電子メールアドレス、銀行情報、輸送機器の型式、以前に発行された輸送機器の型式の承認書またはシャーシの型式の承認書が記載されている申請書を、技術規則附属書12の第3章の一覧に示されている書類を添付して提出する（以下、「申請書」）。

21. 鑑定組織は、申請書受領日から5労働日以内にこれを検討し、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下す。申請書が本規則第20項の定める要求事項に適合していない場合には、当該の契約の締結を拒否する旨の決定を下す。

22. 輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を締結する旨の決定を下した場合、鑑定組織は以下を行う：

a) 輸送機器（シャーシ）サンプルの提出、ならびに証明資料の検討、分析および判定書作成の費用に関する情報などが記載された、輸送機器（シャーシ）適合性評価業務の履行に関する契約を、3労働日以内に申請人との間に締結する。上記の費用の計算は、証明資料の検討および分析ならびに輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）輸送機器のシャーシの型式の評価に関する判定書および（もしくは）個別輸送機器の評価に関する判定書作成の費用の、本規則附属書6が定める計算方式にしたがって行う；

b) 遠隔連携手段を用いて、個別輸送機器の識別を行う；

c) 個別輸送機器に対する技術要求事項が履行されているか否かの検証を行う（遠隔連携手段を用いて構造の技術的鑑定を実施する方法による場合を含む）。量産された輸送機器の構造に対して、内燃機関系とかかわりのない変更が個別的な形で加えられている場合、このような個別輸送機器については、技術規則附属書4の第4章の要求事項が履行されているか否かの検証は行わず、アンチロック・ブレーキシステムの有無に対する評価も行わない（特殊輸送機器および専用輸送機器の場合は、技術規則附属書6が定める要求事項が履行されているか否かの評価を追加して行う）；

d) 個別輸送機器の構造の技術的鑑定調書を作成する；

e) 本規則附属書4が定める書式を用いて個別輸送機器の評価に関する判定書の作成を行い、これを個別

輸送機器の評価に関する判定書登録簿に記載する；

f) 本規則が定める要求事項が履行されているか否かの検証に関連を有する文書を、10年以上の間、電子的形態で保存する。

23. 輸送機器（シャーシ）に対して技術要求事項を適用すること、および（または）個別輸送機器に対して個別輸送機器に対する技術要求事項を適用することが不可能な場合には、これらの輸送機器（シャーシ）および（または）個別輸送機器を流通に投入するために行う、これらの適合性評価の手順は、ロシア連邦産業商業省が、ロシア連邦内務省との合意にもとづいてこれを定める。